

○厚生労働省告示第六十一号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の十一第二項第三号の二八(1)の規定に基づき、医療法施行規則第一条の十一第二項第三号の二八(1)の規定に基づき厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器を次のように定め、平成三十二年四月一日から適用する。

平成三十一年三月十一日

厚生労働大臣 根本 匠

医療法施行規則第一条の十一第二項第三号の二八(1)の規定に基づき厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器

医療法施行規則第一条の十一第二項第三号の二八(1)の規定に基づき厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器は、次に掲げるものとする。

- 一 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置
- 二 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置
- 三 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置
- 四 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置
- 五 X線CT組合せ型循環器X線診断装置
- 六 全身用X線CT診断装置

七 X線CT組合せ型ポジトロンCT装置

八 X線CT組合せ型SPECT装置